



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

580	随意契約の相手方の決定	(広報課).....	1
581	〃	(〃).....	2
582	介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止	(長寿社会課).....	2
583	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	(〃).....	3
584	救急病院の認定	(医務課).....	3
585	令和5年度及び令和6年度和歌山県立こころの医療センター電力調達に係る一般競争入札 に参加する者に必要な資格等	(〃).....	3
586	方地区土地改良区の定款変更の認可	(農業農村整備課).....	6
587	県営ため池等整備事業の工事の完了	(〃).....	6
588	特定農業用ため池の指定の解除	(〃).....	6
589	道路の区域変更	(道路保全課).....	7
590	道路の供用開始	(〃).....	7
591	道路の位置の指定	(都市政策課).....	7
592	公有水面埋立て工事のしゅん功認可	(港湾空港振興課).....	7

○ 選挙管理委員会告示

61	政治団体の届出事項の異動の届出	11
62	政治団体の解散の届出	12
63	政治団体の設立の届出	12
64	政治活動のため寄附を受け、又は支出することができない団体	13

○ 公告

入札公告	(医務課).....	14
------	------------	----

告 示

和歌山県告示第580号

令和5年度県政広報テレビ番組の制作及び放送事業の委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年5月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和5年度県政広報テレビ番組の制作及び放送事業 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県広報課
和歌山市小松原通一丁目1番地

- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テレビ和歌山
和歌山市栄谷151番地
- 5 随意契約に係る契約金額
172,365,370円（うち消費税及び地方消費税の額15,669,579円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第581号

令和5年度県政ラジオ広報番組の制作及び放送業務の委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年5月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和5年度県政ラジオ広報番組の制作及び放送業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県広報課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社和歌山放送
和歌山市湊本町三丁目3番地
- 5 随意契約に係る契約金額
38,617,574円（うち消費税及び地方消費税の額3,510,688円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第582号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和5年5月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日

30717010 27	一般社団法人BBS2020	訪問介護Rin	和歌山県紀の川市貴志川町長山277-370	訪問介護	令和 5.3.28
30717006 80	株式会社ケアパートナーズ	すみれ訪問介護事業所	和歌山県紀の川市桃山町元873番地	訪問介護	令和 5.3.31
30718008 37	株式会社ライフフィット	ライフフィット	和歌山県岩出市宮71-1 パストラルビル1-C	訪問介護	令和 5.3.31
30722001 51	紀南農業協同組合	JA紀南訪問介護事業所	和歌山県田辺市高雄三丁目22-19	訪問介護	令和 5.3.31

和歌山県告示第583号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

令和5年5月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
30618901 03	株式会社プライマリーネット	プライマリーリハビリ訪問看護ステーション那賀	和歌山県岩出市今中127-6	訪問看護 介護予防訪問看護	令和 5.3.31
30722002 92	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター田辺	和歌山県田辺市稲成町77-1	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	令和 5.3.31

和歌山県告示第584号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年5月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 和歌山県立医科大学附属病院
- 2 所在地 和歌山市紀三井寺811-1
- 3 有効期限 令和8年5月8日

和歌山県告示第585号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和5年度及び令和6年度和歌山県立こころの医療センター電力調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和5年5月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 競争入札に付する調達の名称及び数量並びに契約期間

- (1) 調達の名称及び数量

令和5年度及び令和6年度和歌山県立こころの医療センター電力調達

予定契約電力 600kW 予定調達電力量 2,120,944kWh

(2) 契約期間

令和5年8月1日から令和6年7月31日までの1年間（令和5年8月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和6年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件をいずれも満たしている者（調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあつては、その構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができないものとする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(8) 申請日において、1年以上の電気供給に係る営業経験を有する者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(9) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者（以下「小売電気事業者」という。）であること。

コンソーシアムにあつては、少なくとも代表者となる構成員がこの要件を満たす者であること。

(10) 申請日において、「和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針」（令和5年4月1日策定）に基づく入札参加資格の要件を満たしている者又は満たしていない者でこの競争入札の開札の日の前日までに入札参加資格の要件を満たす見込みであるものであること。

コンソーシアムにあつては、2の(9)の要件を満たす者の全部がこの要件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類及びその配布方法等は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあつては、ア及びスの書類については代表者が、イからクまで並びにサ及び

シの書類については構成員ごとに、ケ及びコの書類については構成員のうち小売電気事業者である者ごとに、それぞれ作成の上、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務状況調書

ウ 役員等に関する調書

エ 法人にあつては、申請日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書の原本又はその写し

オ 個人にあつては、申請日において発行後3か月を経過していない住民票の原本又はその写し

カ 直近1年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書の原本又はその写しで、申請日において発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

(ウ) 個人にあつては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

ク 2の(8)の要件を満たしていることを証する書面として、電気供給に係る契約実績を証する書類の写し

ケ 2の(9)の要件を満たしていることを証する書面の写し

コ 2の(10)の要件を満たしていることを証する書面として、和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書及びその内容を確認できる資料

サ 誓約書

シ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ス コンソーシアムにあつては、コンソーシアム構成員表及びコンソーシアム協定書の写し

(2) (1) のアからウまで及びコ（電力調達契約評価項目報告書に限る。）からス（コンソーシアム構成員表に限る。）までに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、令和5年5月9日（火）から同月23日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札参加資格者名簿の営業種目「その他物品関係」に登録されている者は、物品調達競争入札参加資格審査結果通知書の写しをもって、(1) のウからキまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和5年5月9日（火）から同月16日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(5) (4) の質問に対する回答は、令和5年5月22日（月）午後5時までにファクシミリ又は電話により行うものとする。

また、その内容については、5の和歌山県立こころの医療センターのホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050112/050112.html>）に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和5年5月15日（月）から同月26日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、

5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課

有田郡有田川町庄31番地

郵便番号 643-0811

電話番号 0737-52-3221

ファクシミリ番号 0737-52-5571

なお、3の(5)の和歌山県立こころの医療センターのホームページから資格審査申請書類をダウンロードすることができる。

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書を令和5年6月2日（金）までに郵送により送付する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して郵送により送付するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、令和5年6月9日（金）までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、令和5年6月16日（金）までに書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第586号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、方地区土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和5年5月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県告示第587号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年5月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 事業名 県営ため池等整備事業 畑谷池地区

2 確定年月日 令和元年5月31日

3 工事を完了した時期 令和5年3月10日

和歌山県告示第588号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定による特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

名称	所在地	解除年月日
大谷池	日高郡日高川町大字千津川字加納原4089	令和5年5月9日

和歌山県告示第589号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年5月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 沓掛糸我線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田市糸我町中番字蔭山1番地先から同市糸我町中番字蔭山3番9地先まで	旧	8.40 } 12.60	85.50	
同上	新	11.50 } 15.40	85.50	

和歌山県告示第590号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年5月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 沓掛糸我線

供用開始の区間 有田市糸我町中番字蔭山1番地先から同市糸我町中番字蔭山3番9地先まで

供用開始の期日 令和5年5月9日

和歌山県告示第591号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和5年5月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3625	田辺市上秋津字門田1726番1の一部、1729番2の一部	田辺市上秋津1582番地株式会社タマイ 代表取締役 玉井公康	令和 5. 4. 18	6.00	50.25

和歌山県告示第592号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

令和5年5月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 しゅん功認可を受けた者

- (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- (2) 名称 和歌山県
- (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
- (4) 代表者氏名 和歌山県知事 岸本周平

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県日高郡由良町大字小引字田子谷662番及び無番地（道）の地先公有水面

(2) 区域

【A工区】

次の各地点のうち、1の地点から12の地点までを順次に結んだ線及び12の地点と1の地点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位（D. L. +1. 974m）における公有水面と国有海浜地との境界線により囲まれた区域

【B工区】

次の各地点のうち、13の地点から18の地点までを順次に結んだ線及び18の地点と13の地点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位（D. L. +1. 974m）における公有水面と国有海浜地との境界線により囲まれた区域

【C工区】

次の各地点のうち、19の地点から22の地点までを順次に結んだ線及び22の地点と19の地点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位（D. L. +1. 974m）における公有水面と国有海浜地との境界線により囲まれた区域

【D工区】

次の各地点のうち、23の地点から26の地点までを順次に結んだ線及び26の地点と23の地点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位（D. L. +1. 974m）における公有水面と国有海浜地との境界線により囲まれた区域

【E工区】

次の各地点のうち、27の地点から29の地点までを順次に結んだ線及び29の地点と27の地点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位（D. L. +1. 974m）における公有水面と国有海浜地との境界線により囲まれた区域

基点（国土地理院四等三角点「黒山」）

北緯 33度58分37. 6264秒

東経 135度05分40. 5127秒

【A工区】

- 1の地点 基点から288度39分04秒 803. 98mの地点
- 2の地点 1の地点から100度43分39秒 9. 99mの地点
- 3の地点 2の地点から97度45分23秒 6. 30mの地点
- 4の地点 3の地点から98度13分55秒 13. 81mの地点
- 5の地点 4の地点から98度43分36秒 6. 93mの地点
- 6の地点 5の地点から98度53分31秒 13. 11mの地点
- 7の地点 6の地点から98度53分26秒 14. 41mの地点
- 8の地点 7の地点から188度38分30秒 0. 87mの地点
- 9の地点 8の地点から97度14分41秒 5. 62mの地点
- 10の地点 9の地点から101度30分14秒 15. 78mの地点
- 11の地点 10の地点から110度37分09秒 5. 72mの地点

12の地点 11の地点から119度55分13秒 9.19mの地点

【B工区】

13の地点 基点から289度22分01秒 693.68mの地点
 14の地点 13の地点から124度44分48秒 0.89mの地点
 15の地点 14の地点から123度29分04秒 3.84mの地点
 16の地点 15の地点から116度51分57秒 14.93mの地点
 17の地点 16の地点から105度49分46秒 3.60mの地点
 18の地点 17の地点から101度32分09秒 2.13mの地点

【C工区】

19の地点 基点から297度17分02秒 615.08mの地点
 20の地点 19の地点から0度57分03秒 4.32mの地点
 21の地点 20の地点から350度34分13秒 13.60mの地点
 22の地点 21の地点から344度03分27秒 3.61mの地点

【D工区】

23の地点 基点から299度44分37秒 635.84mの地点
 24の地点 23の地点から350度39分01秒 11.15mの地点
 25の地点 24の地点から6度38分57秒 11.26mの地点
 26の地点 25の地点から18度07分29秒 7.03mの地点

【E工区】

27の地点 基点から303度21分45秒 650.41mの地点
 28の地点 27の地点から34度56分03秒 10.32mの地点
 29の地点 28の地点から38度49分05秒 3.57mの地点

(3) 面積

429.15㎡

3 埋立てに関する工事の施工区域

(1) 位置

和歌山県日高郡由良町大字小引字田子谷557番1、531番10、531番2、無番地（道）及び662番の地内並びに同所662番の土地に接する国有海浜地内及び同地先公有水面

和歌山県日高郡由良町大字小引字田子谷574番、577番及び無番地（道）の地内並びに無番地（道）の土地に接する国有海浜地内及び同地先公有水面

(2) 区域

【1工区】

次の各地点を順次に結んだ線及びラの地点とイの地点とを結んだ線により囲まれた区域

【2工区】

次の各地点を順次に結んだ線及びメの地点とムの地点とを結んだ線により囲まれた区域
 基点（国土地理院四等三角点「黒山」）

北緯 33度58分37.6264秒
 東経 135度05分40.5127秒

【1工区】

イの地点 基点から289度08分58秒 820.37mの地点
 ロの地点 イの地点から96度25分27秒 10.00mの地点
 ハの地点 ロの地点から94度30分19秒 14.59mの地点
 ニの地点 ハの地点から97度29分01秒 20.31mの地点
 ホの地点 ニの地点から98度57分49秒 20.11mの地点

への地点	ホの地点から102度08分44秒	20.12mの地点
トの地点	への地点から104度22分27秒	24.30mの地点
チの地点	トの地点から119度45分17秒	23.10mの地点
リの地点	チの地点から90度50分51秒	17.50mの地点
ヌの地点	リの地点から106度13分11秒	2.36mの地点
ルの地点	ヌの地点から97度25分53秒	10.00mの地点
ヲの地点	ルの地点から187度25分51秒	34.02mの地点
ワの地点	ヲの地点から277度25分51秒	10.00mの地点
カの地点	ワの地点から286度52分26秒	10.95mの地点
ヨの地点	カの地点から301度50分48秒	21.41mの地点
タの地点	ヨの地点から305度24分25秒	19.06mの地点
レの地点	タの地点から286度57分51秒	18.79mの地点
ソの地点	レの地点から270度29分26秒	20.17mの地点
ツの地点	ソの地点から279度42分54秒	19.97mの地点
ネの地点	ツの地点から285度08分53秒	20.09mの地点
ナの地点	ネの地点から274度21分48秒	14.32mの地点
ラの地点	ナの地点から276度25分27秒	10.00mの地点

【2工区】

ムの地点	基点から295度29分53秒	628.93mの地点
ウの地点	ムの地点から3度52分07秒	10.00mの地点
キの地点	ウの地点から13度43分53秒	3.03mの地点
ノの地点	キの地点から10度51分22秒	18.92mの地点
オの地点	ノの地点から354度24分26秒	24.51mの地点
クの地点	オの地点から6度43分53秒	27.64mの地点
ヤの地点	クの地点から39度49分34秒	24.41mの地点
マの地点	ヤの地点から39度36分17秒	8.93mの地点
ケの地点	マの地点から37度05分11秒	10.00mの地点
フの地点	ケの地点から127度05分12秒	20.92mの地点
コの地点	フの地点から217度05分12秒	10.00mの地点
エの地点	コの地点から216度49分05秒	8.83mの地点
テの地点	エの地点から210度39分33秒	18.91mの地点
アの地点	テの地点から185度48分01秒	17.61mの地点
サの地点	アの地点から180度29分35秒	18.66mの地点
キの地点	サの地点から161度49分54秒	20.70mの地点
ユの地点	キの地点から175度32分57秒	9.48mの地点
メの地点	ユの地点から183度52分07秒	10.00mの地点

(3) 面積

7,069.75 m²

4 埋立地の用途

道路用地

5 公有水面埋立免許の年月日及び番号

令和元年11月15日 和歌山県指令港空第11150002号

6 しゅん功認可年月日

令和5年4月26日

7 公有水面埋立法第22条第3項の規定により、関係図書を備え置き、閲覧に供する市町村の事務所
由良町役場

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年5月9日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党かつらぎ町支部	堀龍雄	会計責任者	松岡宏行	溝北好一	令和4.8.30
自由民主党和歌山県看護連盟支部	川村健太	代表者	川村健太	石橋隆子	令和4.6.1
社会民主党和歌山県和歌山支部	駿河重喜	会計責任者	多田弘	藤木万吉	令和5.2.28
自由民主党和歌山県参議院選挙区第二支部	鶴保庸介	会計責任者	山本明	益田直輝	令和5.3.31

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
石田真敏かつらぎ町後援会	中阪雅則	会計責任者	松岡宏行	溝北好一	令和4.8.30
世耕弘成かつらぎ町後援会	中阪雅則	会計責任者	松岡宏行	溝北好一	令和4.8.30
仁坂吉伸かつらぎ町後援会	中阪雅則	会計責任者	松岡宏行	溝北好一	令和4.8.30
垣内憲一とチャレンジ！そして橋本市が変わる会	大西英樹	代表者	大西英樹	垣内靖弘	令和5.2.24
私鉄御坊南海バス交通政策研究会	森岡大海	会計責任者	竹本孝一	山田祥之	令和5.3.23
吉本和広後援会	堀晃和	会計責任者	吉本久美子	梅谷たみ子	令和5.3.23
三木きくみ後援会	三木菊美	主たる事務所の所在地	和歌山市井ノ口306番地1	和歌山市布施屋846-1 カサ・デ・わさⅡ203	令和5.3.26
やぶうち美和子後援会	塩崎治	主たる事務所の所在地	日高郡美浜町大字和田1138番地の290	日高郡美浜町大字和田字西村1210-3	令和5.1.9
西山隆後援会	新開豊	代表者	新開豊	北川善啓	令和4.3.28
浜口たいし後援会	伊藤算志	主たる事務所の所在地	新宮市三輪崎3-7-13	新宮市三輪崎1丁目18番20号	令和5.3.1
和歌山県土地家屋調査士政治連盟	長岡史郎	代表者	長岡史郎	稲垣崇	令和5.3.24
和歌山県日本共産党後援会	小野原聡史	代表者	小野原聡史	中津孝司	令和4.10.30
日本司法書士政治連盟和歌山会	寺下能明	代表者	寺下能明	榊谷知樹	令和5.2.28
		会計責任者	後藤教馬	谷口文利	
紀栄会	外浜隆司	会計責任者	村上長保	中村精三	令和4.2.1

新風会	安井健人	主たる事務所の所在地	伊都郡高野町中筒香236	伊都郡高野町高野山768	令和 5.3.29
		代表者	安井健人	小倉正治	
		会計責任者	新谷千津子	今田信一	
松畑ふかし後援会	山本浩二	主たる事務所の所在地	新宮市緑ヶ丘1-9-10	新宮市徐福1-1-10	令和 5.3.30
和歌山県ビルメンテナンス政治連盟	山口清	主たる事務所の所在地	西牟婁郡白浜町堅田2497-46	和歌山市十一番丁52	令和 4.10.20
		代表者	山口清	土生川汎	
		会計責任者	土生川汎	山口清	
玉木ひさと後援会	藤田孝博	主たる事務所の所在地	有田市宮原町道333-2	有田市古江見15番地 川口ビル3F	令和 5.4.1
大石元則後援会	道阪耕一	主たる事務所の所在地	新宮市蜂伏36	新宮市木ノ川539の2	令和 5.4.2
佐藤武治後援会	南剛則	代表者	南剛則	前芝雅嗣	令和 5.3.27
林佑美後援会	林佑美	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類) (公職の候補者の氏名及び公職の種類)	法第19条の7第1項第1号かつ第2号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員 林佑美、衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	令和 5.3.3
三木きくみ後援会	三木菊美	主たる事務所の所在地	和歌山市布施屋846-1 カサ・デ・わさⅡ203	和歌山市井ノ口306番地1	令和 5.4.15

和歌山県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年5月9日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
中畑ひとし後援会	中畑仁志	令和 4.6.21
わきぐちひろし（脇口廣司）後援会	脇口恵	令和 4.12.2
仁坂吉伸白浜後援会	井潤誠	令和 5.2.28
たばた卓司後援会	松川勝二	令和 5.2.28
松本みつお後援会	松本光生	令和 5.3.16
西山隆後援会	新開豊	令和 5.3.23

和歌山県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、

同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年5月9日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
日本維新の会衆議院和歌山県第1選挙区支部	林佑美	林佑美	和歌山市松江749番地15	衆議院議員	○	令和5.3.20

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
たきち会	滝ノ上万里子	滝ノ上万里子	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2232-1	令和4.9.9
小川みねお後援会	内田紀也	岡風呂功	新宮市緑ヶ丘1丁目3-7	令和4.11.21
みなとがわ大介後援会	瀬古尊夫	東達也	新宮市三輪崎3丁目4番6号	令和5.3.22
大向雅彦会	大向雅彦	大向成美	有田郡広川町大字下津木1811-1	令和5.3.23
志賀ひろあき後援会	志賀弘明	志賀弘明	和歌山市松江北1-1-29	令和5.3.27

和歌山県選挙管理委員会告示第64号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和5年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出することができない団体となつたので、同条第3項の規定に基づき公表する。

令和5年5月9日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名
自由民主党東牟婁郡支部連絡協議会	東牟婁郡那智勝浦町下里270	橋本謙二	浜崎吉晴
自由民主党和歌山県海南市・海草郡第三支部	海南市野上中330番地	藤山将材	早川宏和

その他の政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名
有田市民の会	有田市箕島96番地の3	田中誠二	田中美智
一ノ瀬敦子後援会	有田市古江見120-1	一ノ瀬泰彦	寺井純子
黒田たけし後援会	西牟婁郡白浜町堅田1237	黒田武士	黒田優子
小西政宏と未来の橋本をカタチにする会	橋本市隅田町下兵庫517-2 3F	小西政宏	小西政宏
たまきはじむ後援会	西牟婁郡白浜町堅田1370-1	畑中邦夫	畑中邦夫

津波から命を守る会	田辺市むつみ23-2	中本恵三	中本恵三
中山忠史後援会	新宮市神倉1丁目6番5号	中山忠史	中山晴可
橋本謙二後援会	東牟婁郡那智勝浦町下里270	浜崎二郎助	橋本千年枝
ほりかわ秀幸後援会	有田郡広川町広485-1	畠中勉	尾中秀次
山本勉後援会	東牟婁郡那智勝浦町狗子ノ川157-216	山本勉	山本勉

公 告

入 札 公 告

令和5年度及び令和6年度和歌山県立こころの医療センター電力調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和5年5月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達の名称、場所及び数量

令和5年度及び令和6年度和歌山県立こころの医療センター電力調達

和歌山県立こころの医療センター 有田郡有田川町庄31番地

予定契約電力 600kW 予定調達電力量 2,120,944kWh

(2) 仕様等

仕様書による。

(3) 契約期間

令和5年8月1日から令和6年7月31日までの1年間（令和5年8月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和6年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和5年和歌山県告示第585号に規定する令和5年度及び令和6年度和歌山県立こころの医療センター電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

有田郡有田川町庄31番地

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課

(2) 期間

令和5年5月9日（火）から同月23日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の(1)に同じ。

なお、和歌山県立こころの医療センターのホームページ (<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050112/050112.html>) から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和5年5月9日（火）から同月16日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間において、和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3)の質問に対する回答は、令和5年5月22日（月）午後5時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、(1)の和歌山県立こころの医療センターのホームページに公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

有田郡有田川町庄31番地

和歌山県立こころの医療センター診療管理棟2階 A会議室

イ 入札日時

令和5年6月21日（水）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書又はその写しを持参又は郵送するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和5年6月20日（火）午後4時までに和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらの要件のいずれかに該当するときは、当該コンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県立こころの医療センター事務局総務課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立こころの医療センター事務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

(7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課

イ 所在地

有田郡有田川町庄31番地

郵便番号 643-0811

電話番号 0737-52-3221

ファクシミリ番号 0737-52-5571

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased :

Total electricity about 2,120,944kWh to use at the Wakayama Prefecture Mental Health Care Center

- (2) Time limit for tender :

11:00 a.m. 21 June 2023 : (Deadline for bids submitted by mail 4:00 p.m. 20 June 2023)

- (3) Contact point for the notice :

General Affairs Division, Wakayama Prefecture Mental Health Care Center,
31 Sho, Aridagawa Town, Arida-Gun, Wakayama Prefecture, 643-0811, Japan
TEL 0737-52-3221
FAX 0737-52-5571